

様式第 1 号（第 4 条関係）

益田市本人通知制度登録申出書

年 月 日

益田市長 様

申出者 住所
氏名
区分 1 本人 2 法定代理人 3 代理人

益田市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

通知を希望する者の氏名（住民票の写し等に記載のある者）	フリガナ		
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
本 籍 （本籍が現在益田市にある者 又は過去にあった者）	島根県益田市	筆頭者	
連 絡 先			

法定代理人が申出をする場合は次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人
	2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ
住 所	
連 絡 先	

- 注 1 裏面の内容をよくお読みください。
- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 3 次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたがこの申出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状）

職員記入欄

登 録		照 合			本人等の確認書類	
住 基	戸籍・附票	住 基	戸籍・附票	☐ 本人 ☐ 代理人 ☐ 法定代理人	運転・旅券・個力 住力・在力	
					保険・介護・年金 その他（ ）	
課長	課長補佐	主幹（査）	係		受付	
					備 考	
登録年月日		年 月 日			登録番号	

(裏)

益田市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、益田市において、この制度により登録した者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属するもの
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に益田市住民票の写し等交付通知書を送付します。

- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者（八士業）、第三者（八士業以外））

（八士業内訳）弁護士又は弁護士法人、司法書士又は司法書士法人、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人、税理士又は税理士法人、社会保険労務士又は社会保険労務士法人、弁理士又は特許業務法人、海事代理士、行政書士又は行政書士法人

- 4 登録希望者又は登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申出をすることができます。

- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 登録希望者又は登録者が疾病等により直接申出をすることができない場合
- (2) 益田市外に居住している場合

- 6 郵便等による登録の申出をするときは、この申出書に必要事項を記入の上、登録者本人であることが確認できる書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は法定代理人の本人確認できる書類の写しと併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）、代理人による場合は代理人の本人確認ができる書類の写しと併せてその旨を証明する書類（委任状）を同封してください。

- 7 転出、転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は届出が必要です。

- 8 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除又は通知が返戻されたときは、登録を廃止します。